

2014年6月定例県議会

1 総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑

2014年7月7日

◆総務部関係の議案審査

Q. 奥田委員

- 1 第89号議案について伺う。条例第2条に「勤務成績その他の事情を考慮した上で」とあるが、この規定によって配偶者同行休業が承認されない場合とは、具体的にどのようなときか。
- 2 これまで県職員の配偶者が海外赴任したような例はあるのか。
- 3 今後、どのような取得事例が見込まれるのか。
- 4 第90号議案について伺う。地方法人税の創設はどのような目的なのか。
- 5 第96号議案ないし第99号議案について伺う。今回の補正の額は、4本の工事で合計約6億円の増額となるが、そのうち労務費が占める割合はどの程度か。

A. 人事課長

- 1 運用基準の中で、「配偶者同行休業開始日前2年間において、勤務成績が不良と判断されたことがないこと」を要件とすることを考えている。これは、配偶者の海外赴任終了後、県職員として5年間は公務を遂行してもらうことがこの条例の目的であることを考慮したものである。
- 2 過去に、県職員の配偶者である教員が、外国の学校に赴任した例がある。
- 3 今後、県職員の配偶者である教員が、外国の学校に赴任する例が考えられる。

A. 税務課長

- 4 今回の改正の目的は、地方法人課税の偏在是正のために行われるものである。

A. 営繕課長

- 5 労務と資材を分離して積算していないため正確な数値ではないが、6割から7割が労務費に充てられていると考えられる。

Q. 奥田委員

- 1 第96号議案ないし第99号議案について、この契約変更が、建設労働者への支払いに適切に反映されるよう、県の十分な配慮を要望する。(要望)
- 2 第90号議案について、今回の税制改正は、4月の消費税増税と関連したものではないのか。

A. 税務課長

- 2 今回の改正については、地方消費税の税率引上げにより地方交付税の交付団体と不交付団体とで税収に大きく差が生じることとなるため、地方法人課税で偏在を是正するために改正を行うものである。

◆討論

奥田委員

第90号議案に反対の立場で討論を行う。

本条例改正は、地方税の一部を国税として地方交付税の原資とし、税源の偏在による自治体間の財政力格差を水平調整しようとするものである。しかし、自治体間の税収格差の是正は、

地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきと考える。このような形で自治体間の税収格差の調整は、消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に捉えていく狙いと一体のものであることから、反対するものである。

◆附帯決議に対する討論

奥田委員

本附帯決議には反対の立場で討論を行う。

本附帯決議の趣旨は、県とさいたま市の共通課題克服のための適切連携を訴えているが、共通課題の具体的内容は書かれていなく、このことを第100号議案の附帯決議とすべき理由と解釈するには無理があり、県民への説明責任が果たせないものとする。よって、本附帯決議には賛成しかねるものである。

◆議請第6号に関する請願の審査

議請第6号について、採択を求める意見を述べる。

本請願の趣旨は2つである。一つは、所得制限をやめて、高校無償化を復活することであり、もう一つが、高校生・大学生に対する給付制奨学制度の創設である。

高校無償化については、一昨年、政府は、国際人権規約第13条の「中等・高等教育の無償教育の漸進的導入」条項の留保を34年ぶりに撤回した。締約国160か国中の最後から2番目だったとはいえ、それは画期的なことであり、本格的な無償化に向けた貴重な一歩であった。今や、大学までの無償化が世界の流れで、高校授業料の無償化は更なる発展こそ求められている。つまり、この4月から、高校授業料の無償化に所得制限を導入したことは、留保を撤回した国際公約に反することにも当たり、1日も早く、完全無償化を復活すべきであるとする。

また、高校生・大学生に対する給付制奨学金

制度の創設であるが、学費の高騰と家計収入の減少等により、奨学金を利用する人が増えている一方で、不安定雇用や格差の拡大によって、卒業しても奨学金を返還できない人が増えており、社会問題にもなっている。だからこそ、給付制奨学金制度の創設は急務である。

日本国憲法第26条は、全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法第4条は、「経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

こうした法の精神にのっとり、国が、教育予算を増やすことで、本請願にある2つの項目は実現するものとする。よって本請願は採択されるべきものとする。

◆議請第9号及び第10号に関する請願の審査

奥田委員

採択をすべきとの立場から発言をする。

議請第10号の件名は、「日本国憲法の精神を尊重し、閣議決定で集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を行わないよう国に求める意見書をあげてください」となっているが、集団的自衛権の行使容認については、多くの反対世論を押し切って、去る7月1日、安倍自公政権が閣議決定を強行したところである。しかし、両請願の願意は、集団的自衛権の行使容認を行わないよう求めるものである。

今回の閣議決定は、請願文にもあるように、日本が戦争をする国に変貌する、重大な問題であり、到底容認できるものではない。だからこそ、6月28日現在、長野県議会、岐阜県議会をはじめ、192の地方自治体で、集団的自衛権に反対、若しくは慎重な対応を求める意見書が可決されているのである。

今回の閣議決定は、憲法9条の下では、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開

くものとなっており、日本共産党は、憲法9条を破壊する、この歴史的暴挙に強く抗議するものである。一内閣が憲法改定に等しい大転換を、密室協議の上、閣議決定を強行するなど、立憲主義を根底から否定するものであり、あってはならないものである。

そもそも政府は、政府による憲法の解釈、集団的自衛権と憲法との関係について、2004年6月の閣議決定で、「憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるのではなく、正面から憲法改正の議論をすることにより、解決を図ろうとするのが筋である」と、こうした立場を明らかにしていた。

つまり、今回の閣議決定は、論理的な追求とは無縁のものであり、政府が過去の閣議決定で自ら厳しく戒めていた便宜的、意図的な解釈変更そのものではないか。

私事だが、私の一人息子は、今年小学校に入学した。この集団的自衛権の行使容認で、将来的には徴兵制の導入とも言われているが、私は我が子を兵隊にするために産んだわけでも、育てているわけでもない。この思いほどの親にも共通するものではないか。そして、この思いは、誰であっても、否定できるものではないと思う。

日本が戦後69年になる今日まで、日本人が戦争によって他国の人を殺したり、殺されたりすることがなかったのは、憲法9条があったからこそである。それなのに、憲法の解釈を変えて、日本を戦争する国にする必要がどこにあるのか。

子や孫に、平和な日本を引き継いでいくためにも、どうか委員各位の賛同で、これらの請願を採択していただき、埼玉県議会として、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を国に提出できるようお願いをしたい。

◆県民生活部関係の当面する行政課題の報告に対する質疑

Q. 奥田委員

- 1 平和資料館の平成26年度の利用者について、5万人を目指すことは良いことだが、今年の4月から6月の実績はどうだったのか。
- 2 埼玉県の平和資料館は、何を伝えたいのかというコンセプトが分かりにくいところがある。民間の施設と比較してしまうことになるが、京都の立命館大学の国際平和ミュージアムなどは、強いメッセージ性を持っている。埼玉県として、何を伝えたいのかについて、検討する委員会のようなものはあるのか。

A. 広聴広報課長

- 1 4月から6月までの3か月間で、約9,400人が来館をした。1年間を通して開館していた平成24年度と比べると15%増という状況である。ただ、5万人は高い目標なので、今後一層努力していきたい。
- 2 平和資料館の基本的な考え方であるが、戦争を知らない世代の方、特に埼玉の明日を担う児童・生徒を重視した分かりやすい展示を行っていきたい。また、昨年からアドバイザーボードを設置して、学識経験者の方や教育関係者の方から意見を聞いており、それらを参考としながら今後も運営に努めていきたい。